

議員定数に関する考察（その2）

2011年8月2日

議会改革特別委員会 福山権二

- ① 議員定数を検討する際、数値としての基準をどのように設定するかが最大の課題である。
- ② 庄原市議会の定数を検討する場合、本年4月1日に施行させた議会基本条例に基づく議会活動のあり方に関する思考性が基準として設定されなければならない。
- ③ その思考性とは、議会基本条例第2条、3条を踏まえて、第11条で規定した委員会の活動の充実である。これは、委員会中心主義である。（対立は、本会議主義）
委員会で各課題を詳細に渡り、より徹底した調査と議論を開くことによって、効率的、有効的な結論を獲得することが出来るという判断である。
- ④ 本会議主義を採用すれば、すべて、本会議での議論が中心となり、議員定数は現定数よりも大幅に削減することが可能になる。しかし、少数議員で広範囲な領域の課題を議論することになり、議員は極めて高い専門性と専徳性が要求されることになる。少数議員での議論が獲得することのできる科学性は限定される危険性が当然に、指摘されることになる。
議会基本条例が、委員会中心主義を思考していることは現状では正しい判断である。
- ⑤ このことからすれば、議員定数は、委員会定数をどのように考えるかで決定されることになる。
- ⑥ 委員会定数は、どのように決定すべきなのか。
- ⑦ 委員会定数の最少数は、「6名」、「7名」、「8名」の見解がある。
この場合、7名の委員会構成は委員会採決で、3対3の同数になった際、委員長の判断で採決結果が左右され、結果的に委員長権限が強化されることになる。
- ⑧ このことの弊害を解消するためには、6名か8名、という選択になる。
- ⑨ 6名の委員会構成とした場合、採決結果は最少3対2という差の採択になりうることと、委員会欠席議員が1名の場合、4名の採決になり、7名の委員会構成と同じ弊害が起こる。
- ⑩ このように考察すると、委員会構成の最低数は「8」とならざるを得ない。
- ⑪ 結論として、委員会中心主義を採用する場合には、委員会最低数は8名となり、これを基礎に3常任委員会として8名×3委員会=24なり、議員定数の最低数は24とならざるを得ない。

山梨学院大学 江藤敏昭教授のアドバイス（平成22年9月10日）

議員定数について

議員定数だけで議論しないで、議会機能=議員定数、市民参加、議員議会補佐機能の全体で議論することが必要である。

人口規模で議員を求めるることは、破綻している。議員定数というとき、議会の生命線は議員間討議が出来ることであり、その機能を適切に発揮させることが重要である。そのため、議員間討議のできる議員人数が議員定数の重要な基準となる。